

新三国トンネル環境検討委員会規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、新三国トンネル環境検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 新三国トンネルを整備するにあたり、トンネル掘削ズリ処理対策方法及び、トンネル施工中・完成後に課題となる排出水の対策に関して中立的立場から指導・助言を頂くことを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な事項について検討する。

(構 成)

第 4 条 委員長及び委員は、別紙のとおりとする。

(第三者性)

第 5 条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、委員会の検討事項が完了するまでとする。

(開 催)

第 7 条 委員会は委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、委員長が必要と認める場合、第 4 条に掲げる委員以外の出席を求めることができる。

(委員の代理出席)

第 8 条 関係行政機関の委員に限り、代理人を出席させることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(公 表)

第10条 委員会での検討概要について、各委員に確認後、高崎河川国道事務所ホームページに公表できるものとする。

(事 務 局)

第11条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所調査課に置く。

(そ の 他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則 この規約は平成26年6月19日から施行する。